

## 第95回家きん疾病小委員会及び 第105回牛豚等疾病小委員会の審議概要について

令和7年8月28日  
家きん疾病小委員会委員長  
牛豚等疾病小委員会委員長

### 1 家きん疾病小委員会における審議

飼養衛生管理基準の改正案、飼養衛生管理指導等指針の一部変更案及び特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案について、令和7年7月2日に開催された第95回家きん疾病小委員会において審議した。

(1) 飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案について

#### ① 審議概要

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- ア 対象とする家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）にエミューを追加
- イ 対応計画の策定対象となる大規模所有者に対し、ウインドウレス鶏舎の入気口部分における塵埃対策を追加
- ウ 対応計画の策定対象となる大規模所有者に対し、分割管理の導入の検討を追加
- エ 過去に複数の発生があった地域や家きん農場が密集する地域を予め農林水産大臣が指定（大臣指定地域）し、当該地域に所在する農場に対し、消毒薬の備蓄等の準備や野鳥誘因防止対策の実施及び検討を追加
- オ 生産物の出荷を行わない非商用農場について、新たな基準を設定

これらに対し、委員からは、

- ・令和6年シーズンの発生事例をみれば塵埃対策が一定程度有効であることは理解できるが、入気管理は鶏舎の構造によって異なる高度な飼養管理技術であり、一律にフィルター等を設置することは換気不良等の生産性への影響が出るのでないか。
- ・塵埃対策を実施する時期について、渡り鳥の飛来は8月末頃から始まり全国的にあまり変わらないため、その頃から始めるべきではないかという意見が出た一方で、九州などはまだ暑く、生産性への影響が強く懸念される。

等の意見があった。

## ② 事務局の対応

事務局からは、委員の意見を踏まえ、

- ・塵埃対策の実施に伴って換気不良等により家きんの健康に影響が生じるおそれがある場合は実施しなくてよい旨を追記すること
- ・病原体の家きん舎への侵入を抑制することを目的としているのであれば、フィルター、不織布、鶏舎内の細霧装置の設置、入気口周辺の散水・消毒薬の散布、鶏舎への入気の制限等、様々な対策を対象とすることとし、指導の手引きにて詳細を示すこと（都道府県の意見も踏まえた上で、小委委員に意見照会）
- ・毎年シーズン前に発出している重点対策期間等を定めた通知において、農林水産省から塵埃対策を行う上で核となる期間を示し、家畜保健衛生所から地域の状況を踏まえた上で実際に塵埃対策を行う期間を家畜の所有者に提供すること

を旨とする改正案修正の提案及び塵埃対策の詳細の説明があった。

## ③ 審議結果

事務局の詳細説明を踏まえ、本小委員会としては、事務局からの修正提案の内容が反映された本日の改正案等は適切な飼養衛生管理の遵守に資するものであり、了承してよいと考える。

(2) 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）

① 審議概要

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- ア 対象とする家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）にエミューを追加
- イ 農林水産省は、発生に備えた措置として、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を活用できるようリストアップ化することを追加
- ウ 都道府県は、大臣指定地域において、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行うよう指導することを追加

これらに対し委員からは、特段の意見はなかった。

② 審議結果

本小委員会としては、本案は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの疾病の発生予防・まん延防止が確保できるものであり、了承してよいと考える。

## 2 牛豚等疾病小委員会における審議概要

飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案について、令和7年7月3日に開催された第105回牛豚等疾病小委員会において審議した。

審議においては、飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案について、生産物の出荷を行わない非商用農場における新たな基準を設定するという点を中心に確認した。

委員・オブザーバーからは、特段の意見はなく、本小委員会としては、本案は、適切な飼養衛生管理が確保できるものであり、了承してよいと考える。

以上